

25 グラム以下の定形郵便物及び料金上限規制の対象となる 25 グラム以下の信書便物の料金の上限の改定について

令和 6 年 5 月 2 1 日
物価問題に関する関係閣僚会議

日本郵便株式会社においては、これまでも業務効率化等を図り、営業費用の削減が図られてきたものの、郵便物数は毎年減少しており、社会全体としてデジタル技術の活用が急速に進んでいる昨今の状況や、適正な価格転嫁の受入れや賃金引上げの必要性を踏まえると、郵便事業の収支の見通しは非常に厳しい。日本郵便株式会社において、郵便事業の安定的な提供を継続するため、25 グラム以下の定形郵便物及び料金上限規制の対象となる 25 グラム以下の信書便物の料金の上限については、別紙のとおり郵便法施行規則（平成 15 年総務省令第 5 号）及び民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則（平成 15 年総務省令第 27 号）の一部を改正し、110 円に改定することとする。あわせて、下記の方針により対処するものとする。

※なお、25 グラム以下の定形郵便物の料金の上限の実質的な改定は、平成 6 年以来であり、料金上限規制の対象となる 25 グラム以下の信書便物の料金の上限の実質的な改定は、平成 15 年の制度開始以降初めてである（いずれも平成 26 年及び令和元年の消費税率引上げに伴う改定を除く）。

記

1. 政府は、料金上限の改定による値上げ幅が小さくないことに鑑み、消費者の理解を得るための積極的な周知を行うとともに、日本郵便株式会社から消費者へ分かりやすく丁寧な情報提供・説明が行われるよう指導する。
2. 政府は、料金上限の改定において見込まれた賃上げが適切に行われているか継続的に監視を行う。
3. 政府は、郵便事業のより安定的な提供を将来にわたって確保する観点から、今後、消費者を含む関係者や有識者の意見も聞きながら、郵便料金に係る制度の見直しの検討を行う。
4. 政府は、日本郵便株式会社に対し、適切な価格転嫁の受入れ及び業務効率化の取組を継続しつつ、必要な料金の改定に加え、抜本的な DX や利便性・付加価値の高いサービスの開発・提供などを適切に実施するよう求める。
5. 政府は、料金上限の改定に係る検討・審議の中立性を高め、消費者の評価・理解を得られるようにするため、郵便料金に係る制度の見直しの検討結果を踏まえ、次回の料金上限の改定までには、算定基準等を作成しホームページ等に公表する。

（以上）

郵便法施行規則の一部を改正する省令案及び民間事業者による 信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令案の概要

1 改正の背景

郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）第 3 条は「郵便に関する料金は、郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものでなければならない」と規定しており、郵便事業の中で収支のバランスを図ることが必要であるが、日本郵便株式会社（以下「日本郵便」という。）の令和 4 年度の郵便事業の営業損益は「▲211 億円」となり、民営化以降初めて赤字となった。

この点、郵便物数は、平成 13 年度をピークに毎年減少しており、日本郵便では郵便の利用拡大の取組等を行ってきたところであるが、社会全体としてデジタル技術の活用が急速に進んでいる昨今の状況を踏まえると、郵便物数は今後も大きな減少が見込まれ、営業収益の減少傾向が継続することが見込まれる。

また、日本郵便においては、これまでも業務効率化等を図り、営業費用の削減を図ってきたところであるが、賃金引上げの実施や、燃料価格をはじめとする物価の高騰を適切に委託料等に反映することは、社会的な要請になっており、直近で大幅な営業費用の削減は極めて困難である。

今後も日本郵便において、郵便の利用拡大や業務効率化に向けた更なる取組を推進するものの、郵便事業の営業損益の見通しは非常に厳しく、郵便事業の安定的な提供を継続するためには、早期の郵便料金の見直しを行う必要がある。

郵便料金については、原則、日本郵便から総務大臣に届け出ることによってこれを定め、又は変更するものであるところ、第一種郵便物のうち 25 グラム以下の定形郵便物（以下「定形郵便物」という。）については、郵便法施行規則（平成 15 年総務省令第 5 号）第 23 条においてその料金上限が定められており、上記の郵便料金の見直しの必要性に鑑み、郵便法施行規則で定める料金上限を改正するものである。

また、定形郵便物の料金の上限額の見直しに伴い、日本郵便と一般信書便事業者の対等な競争条件を確保するため、一般信書便役務のうち定形郵便物と同じ大きさ及び形状の信書便物の料金上限を定める民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則（平成 15 年総務省令第 27 号）の一部改正も併せて行うものである。

2 改正の概要

（１）郵便法施行規則の改正

定形郵便物の料金の上限額は、軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案

して、現行は「84 円」と規定されている（第 23 条）。当該上限額について、「110 円」に改正する。

（２）民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の改正

一般信書便役務のうち定形郵便物と同じ大きさ及び形状の信書便物の料金の上限額について、軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して、現行は定形郵便物の料金の上限額と同額の「84 円」と規定されている（第 23 条）ことから、定形郵便物の料金の上限額の改正にあわせて、「110 円」に改正する。

3 施行期日

公布の日から施行する。

（参考）主な郵便料金の推移

	第一種 （封書・定形 25g まで）	第二種 （葉書）	一般信書便 役務に係る 信書便物 （25g まで）	備考
昭和56. 1. 20～	60 円	30 円	－	
昭和56. 4. 1～	↓	40 円	－	
平成元. 4. 1～	62 円	41 円	－	消費税 3 % 導入
平成 6. 1. 24～	80 円	50 円	－	
平成 9. 4. 1～	↓	↓	－	消費税 5 % に引上げ
平成15. 4. 1～	↓	↓	80 円	民間事業者による信書の送達に関する法律施行
平成26. 4. 1～	82 円	52 円	82 円	消費税 8 % に引上げ
平成29. 6. 1～	↓	62 円	↓	年賀葉書の値上げは平成 30 年 2 月
令和元. 10. 1～	84 円	63 円	84 円	消費税 10% に引上げ